

居宅療養管理指導費・介護予防居宅管理指導 重要事項説明書

1.事業者(法人)概要

事業者名所	医療法人 桃花会 一宮温泉病院		
電話番号	0553-47-3131	F A X	0553-47-3434
主たる事務所の所在地	山梨県笛吹市一宮町 1745		
代表者名	院長 武藤 俊治		

2.診療日程

在宅療養計画書に基づく

3.サービス内容

【医師による居宅管理指導とは】

担当の医師が、通院困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理を基に、利用者が居宅サービス計画書を依頼する居宅介護支援事業所及び居宅サービスを提供するその他の事業者に対して、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法についての指導及び助言を行います。

4.費用(居宅療養管理指導費)について

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額(区分支給限度基準額)には含まれません。

居宅管理指導費 (I) ※ (II) 以外の場合に算定	単一建物居住居者 1 人	515 単位/回(月 2 回を限度)
	単一建物居住者 2 ~ 9 人	487 単位/回(月 2 回を限度)
	単一建物居住者 10 人以上	446 単位/回(月 2 回を限度)
居宅療養管理指導費 (II) ※在宅時医学総合管理料を 請求する場合	単一建物居住居者 1 人	299 単位/回(月 2 回を限度)
	単一建物居住者 2 ~ 9 人	287 単位/回(月 2 回を限度)
	単一建物居住者 10 人以上	260 単位/回(月 2 回を限度)

5.支払方法

居宅療養管理指導費(介護保険)の個人負担額のお支払いについては、月単位のご請求となります。毎月 15 日前後に前月分の訪問診療費と合わせて請求書を郵送させていただきます。請求書が届きましたら、指定の口座にお振込み、または窓口にてお支払いをお願い致します。

6.秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3) 利用者又は利用者の家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

7.苦情等相談窓口

窓口	医療法人桃花会 一宮温泉病院 医事課外来担当
利用時間	平日 9:00~17:00
電話番号	0553-47-3131

市町村及び国民保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

笛吹市役所 健康福祉部 長寿課	055-261-1903
山梨県国民健康保険団体連合会	055-233-9201

私は、事業者から居宅療養管理指導重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

年 月 日

【ご利用者署名欄】

住所

氏名

(代筆の場合)

住所

氏名
